

持続可能なパーム油生産のための原則と基準 2013（仮訳）

Principle and Criteria for the Production of Sustainable Palm Oil

RSP0理事会による承諾を受け、2013年4月25日、RSP0臨時総会にて承認

原則1：透明性へのコミットメント

基準1.1

アブラヤシ生産者と搾油所は、関連するステークホルダーが意思決定に実効的に参加できるよう、RSP0の基準に関する環境的・社会的・法的問題について、適切な言語および形式を使用して適切な情報を提供する。

指標：

- 1.1.1 関連するステークホルダーが意思決定に実効的に参加できるよう、生産者と搾油所がRSP0の基準に関する環境的・社会的・法的な問題について適切な情報を提供したという証拠が存在しなければならない。
- 1.1.2 情報の要求及びこれに対する応答の記録を保管しなければならない。

具体的なガイダンス：

指標1.1.1について：関連ステークホルダーが適切な形式及び言語で情報を受け取ったことを示す証拠が存在しなければならない。この情報には、ステークホルダーの権利及び責任等、ステークホルダーの関与のためのRSP0のメカニズムに関する情報が含まれる。

ガイダンス：

生産者と搾油所は、ステークホルダーに建設的に対応するため、情報の要求への対応期限等を含む標準施業手順(SOP、Standard Operating Procedure)を備えなければならない。生産者と搾油所は、ステークホルダーからの情報の要求に対して建設的かつ迅速に応答しなければならない。

生産者と搾油所は、応答が適時かつ適切に行われたことを示すために十分な客観的証拠が存在するようにしなければならない。

公開文書の要件については、基準1.2を参照すること。

協議については、基準6.2を参照すること。

SOPについては、基準4.1を参照すること。

基準1.2

管理文書は、業務上の機密である場合、または情報の開示が環境面または社会面で悪影響を引き起こす可能性がある場合を除き、一般に公開される。

指標：

- 1.2.1 公開文書には、たとえば以下のような文書が含まれるが、これらに限定されるものではない。
- ・ 土地所有権、利用権(基準2.2)
 - ・ 職業安全衛生計画(基準4.7)
 - ・ 環境的・社会的影響に関する計画及び影響評価(基準5.1、6.1、7.1、及び7.8)
 - ・ 高い保護価値(HCV、High Conservation Value)についての文書(基準5.2及び7.3)
 - ・ 汚染防止及び削減計画(基準5.6)
 - ・ 苦情及び抗議の詳細情報(基準6.3)
 - ・ 交渉手続き(基準6.4)
 - ・ 継続的改善計画(基準8.1)
 - ・ 認証審査報告書の公開サマリー
 - ・ 人権方針(基準6.13)

ガイダンス：

これは、RSPO基準への準拠に関連する環境的・社会的・法的問題についての管理文書に関わる事項である。

管理文書には監視報告書が含まれる。

審査員は、審査報告書の公開サマリーに挙げられた各文書の妥当性についてコメントするものとする。

営業上の機密情報の例には、経費と収入等の財務データ、顧客や供給業者に関する詳細情報が含まれる。個人のプライバシーに影響を及ぼすデータも機密として取り扱うものとする。係争中の事案は、法的メカニズムの範囲内外を問わず、公開することによってすべての関係者に対して悪影響が及ぶ可能性がある場合は、機密情報と見なすことができる。ただし、影響を受けるステークホルダー、及び対立の解決を求めるステークホルダーは関連の情報にアクセスできなければならない。

公開によって環境的・

社会的に悪影響が及ぶ可能性がある情報の例としては、公開すると取引のための狩猟又は捕獲が行われるリスクが増加するような希少生物種の生息地の情報、あるいはコミュニティが非公開のまま維持することを望んでいる神聖な土地に関する情報などが挙げられる。

生産者と搾油所は、管理計画及び情報の評価、ならびに監視の水準が適切で、入手可能になっていることを示す十分な客観的証拠が存在するようにしなければならない。

各国の国内解釈について：

法的要件を含む個人のプライバシー保護のための具体的なアプローチを検討すること。

基準1.3

生産者と搾油所は、すべての事業運営と取引において、倫理的な行動を約束する。

指標：

- 1.3.1 事業と取引全般にわたる倫理的行動と誠実性の規定を確約する、文書化された方針が存在しなければならない。この方針は文書化され、労働者及び事業体のあらゆるレベルで徹底されなければならない。

ガイダンス：

事業体のあらゆるレベルには、業務委託を受けた第三者も含まれるものとする(例：警備関係者など)。

この方針書には、少なくとも以下の項目を盛り込む必要がある：

- ・ 公正な事業運営の尊重
- ・ あらゆる形態の腐敗、贈収賄、ならびに資金及び資源の不正使用の禁止
- ・ 適用される規則及び一般に認められている業界の慣行に従った適正な情報公開

この方針は、国連腐敗防止条約(特に第12条)の枠組の範囲内で定めなければならない。

原則 2 : 適用法令と規則の遵守

基準 2.1

すべての地域、国内、及び批准された国際法と規則を遵守する。

指標 :

- 2.1.1 関連する法的要件の遵守に関する証拠がなければならない。
- 2.1.2 法的要件についての文書化された情報を含めて、文書化された秩序体系が維持されていなければならない。
- 2.1.3 コンプライアンスを保証する仕組みが取り入れられていなければならない。
- 2.1.4 法令の変更を追跡するシステムが取り入れられていなければならない。

具体的なガイダンス :

指標 2.1.4 について : 法令及び規則の変更を追跡するためのシステムは、組織の規模に対して適切でなければならない。

ガイダンス :

すべての法的要件を履行することは、所在地または規模にかかわらず、すべての生産者にとって不可欠な基本要件である。関連する法令には、土地保有及び土地使用权、労働、農業手法(農薬肥料の使用など)、環境(野生生物関連法、公害、環境管理、森林法など)、保管、輸送、及び処理作業手法に関する規定が含まれるが、これらに限定されるものではない。また、国際法及び条約(生物多様性条約(CBD)、国際労働機関(ILO)主要条約、ビジネスと人権に関する国連指導原則など)に応じて各国が遵守しなければならない法令もこれに含まれる。さらに、各国に関連する慣習法の規定がある場合は、これも考慮されることになる。

主要な国際法及び条約については、付録1に詳述されている。

対立や矛盾があればこれを認識し、解決策を示す必要がある。

各国の国内解釈について :

すべての関連法を確認し、特に重要な要件を特定すること。

基準2.2

土地利用権は証明される必要があり、証明可能な法的・慣習的な権利及び使用権を有している地域住民から法的に異議を申し立てられていてはならない。

指標：

- 2.2.1 法的な所有権または賃借権、土地所有の履歴、及び土地の事実上の法的使用を示す文書が供されなければならない。
- 2.2.2 法的な境界線が明確に区切られ、視覚的に維持されていなければならない。
- 2.2.3 紛争がある、あるいはこれまでに紛争があった場合は、所有権が合法的に取得されたこと、及び以前の所有者ならびに占有者に対して公正な補償が行われたことが証明されなければならない。また、これらが事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意(FPIC、Free, Prior and Informed Consent)があることを示す証拠が得られなければならない。
- 2.2.4 承認可能な紛争解決プロセスの要件(基準6.3及び6.4を参照)が満たされ、関係当事者による承認を受けている場合を除き、重大な土地紛争が存在してはならない。
- 2.2.5 土地に関する対立もしくは紛争については、影響を受ける関係者(近隣コミュニティなど)が関与した、参加型の方法によって、紛争地域の範囲が明確に定められなければならない。
- 2.2.6 対立の深刻化を避けるため、現在ならびに今後の施業において、パーム油事業が平和と秩序の維持に破壊的影響を与えるという証拠があってはならない。

具体的なガイダンス：

指標2.2.2について：法律で定められた範囲を超えて植林された農園では、施業は停止されなければならない。関連する小規模農園について、こうした問題を解決するための具体的な計画が実施されなければならない。

指標2.2.6について：傭兵及び民兵組織を企業活動に利用することは、企業方針として禁止しなければならない。契約した警備組織による超法規的な威嚇及び迷惑行為は、企業方針として禁止しなければならない(基準6.13を参照)。

ガイダンス：

土地所有権により、土地利用条件に関する対立が生じた場合、生産者は関係当事者との対立を解決するために必要な行動がとられたことを示す証拠を提示する必要がある。

すべての対立を解決するための仕組みが整えられている必要がある(基準6.3及び6.4)。

施業範囲が他の権利所有者と重複する場合、企業は基準6.3及び6.4に従って、関係当局とともに問題を解決しなければならない。

各国の国内解釈について：

土地に関連する可能性がある法律、慣習的な権利、または使用権、もしくは紛争をすべて確認すること。

基準2.3

事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意（FPIC）がない限り、アブラヤシのための土地利用によって他の土地利用者の法的、慣習的権利及び使用権が損ねられるようなことがあってはならない。

指標：

- 2.3.1 影響を受ける関係者(近隣コミュニティ、関係当局など)が参加し、認識されている法律、慣習的権利及び使用権の範囲を示す適切な規模の地図が作成される必要がある(基準2.2、7.5 及び7.6)。
- 2.3.2 FPIC(基準2.2、7.5、及び7.6)のプロセスを詳述した、協議に基づく合意のコピーが提供されなければならない。また、以下の内容が盛り込まれていなければならない：
 - a) 計画が、影響を受けるコミュニティ内のすべてのグループとの協議、話し合いを通じて策定されたこと、また、影響を受けるすべてのグループに情報(これらのグループを意思決定に関与させるためにとられる措置に関する情報を含む)が提供されたことを示す証拠、
 - b) コミュニティが、施業に同意を与えるか与えないかを決定した際に、企業がコミュニティの意思決定を尊重したことを示す証拠、
 - c) 影響を受けるコミュニティが、コミュニティの土地における施業を許可することで法的、経済的、環境的、社会的に予測される結果(土地に関する企業の所有権、営業権、または賃借権の終了時における土地の法的取り扱いに関して推測される結果を含む)を理解した上で同意したことを示す証拠。
- 2.3.3 影響評価、利益共有、法的処置などを含めたすべての関連情報は、適切な書式及び言語で提供されなければならない。
- 2.3.4 コミュニティが自ら選任した機関または代表者(弁護士を含む)によって代表されていることを示す証拠がなければならない。

具体的なガイダンス：

指標2.3.4について：証拠は、企業、コミュニティ、及びその他の関連するステークホルダーから提供されなければならない。

ガイダンス：

現行施業はすべての指標に適合していなければならない。ただし例外として、設立されてから長期間が経過している農園は、特に、指標2.3.1及び2.3.2への準拠について、意思決定の時点にさかのぼる記録が存在しない場合がある。

土地に関して法的または慣習的な権利が存在する場合、生産者は、これらの権利が理解されており、権利が脅かされたり低下したりしていないことを実証する必要がある。この基準は、基準6.4、7.5、及び7.6と併せて考慮しなければならない。慣習上の権利の領域が不明確な場合は、影響を受ける関係者(近隣コミュニティ及び現地当局者を含む)が関与した参加型の地図作成活動を通じて明確化されなければならない。

この基準は、他の使用者の失われた利益・放棄された権利を補うための、販売及び交渉に基づく契約を許容する。交渉による合意は強制されたものであってはならない。交渉への参加は自主的に行われ、新たな投資または施業に先立って実施される必要がある。また、その基盤として、すべての関連情報が公開で共有されている必要がある。コミュニティの代表は透明性を持ち、他のコミュニティ構成員との公平な情報伝達を行われなければならない。要求された場合は、通例に基づく意思決定、及び反復的な交渉が可能となるように、十分な時間が与えられなければならない。交渉による合意は、すべての当事者を拘束し、法的拘束力を有するものとする。土地交渉において確実性が確立されることは、すべての当事者にとって長期的な利益となる。

国益の発動(「土地収用」とも言われる)によって取得された土地が企業に提供された場合は、企業は特に注意する必要がある。

生産者と搾油所は、RSPOの承認したFPICガイダンス(2008年10月「FPIC and the RSPO:A Guide for Companies」)を参照すること。

各国の国内解釈について：

一般的に発生する状況を、すべて確認すること。

原則3：長期的な経済的・財政的実行可能性へのコミットメント

基準3.1

長期的な経済的・財政的実行可能性の達成を目指した経営計画が実施される。

指標：

- 3.1.1 最低3箇年の施業または経営計画が文書化されなければならない。これには、必要に応じて、スキーム小規模農家の施業事例を含める。
- 3.1.2 最低5箇年(脆弱な土壌の管理を考慮し、必要であれば、さらに長期になる場合もある。基準4.3を参照すること)、毎年の審査を伴う年間植林計画が供されなければならない。

具体的なガイダンス：

指標3.1.1について：施業または経営計画に含めるべき事項は、以下の通りである。

- ・ 作付けする植物の品質に対する注意
- ・ 収穫計画 = 果房(FFB、Fresh Fruit Bunches)収穫高の傾向
- ・ 工場の搾油率 = 油抽出率(OER、Oil Extraction Rate)の傾向
- ・ 生産コスト = 粗パーム油(CPO、Crude Palm Oil)1トンあたりのコストの傾向
- ・ 価格予測
- ・ 財務指標

推奨される算定：3年間の移動平均の傾向は過去10年間を示す(果房収穫高の傾向は、大規模な植え替えプログラム中に産出量が低くなることを容認する必要があるだろう)。

ガイダンス：

経営幹部は、直接の支配が及ばない外的要因が長期的な収益にも影響することを認識しつつ、長期経営計画を通じて経済的・財政的実行可能性に配慮していることを実証できなければならない。特に地盤沈下や洪水の問題に関連して、泥炭地にある農園には、より長期的な計画が必要である(指標4.3.5を参照)。

該当する場合は、すべての経営計画に小規模農園への配慮が組み込まなければならない(基準6.10及び6.11を参照)。スキーム小規模農家の場合の内容は、提案されたものとは異なるだろう(2009年7月「RSPO Guidance On Scheme Smallholders」を参照)。

生産者は、新たな情報及び技術に合わせて作業手法を改善するためのシステムを保有していなければならない。小規模農園スキームの場合、スキームの管理者は改善についての重要な情報を構成員に提供することを期待される。

本基準は、独立小規模農園には適用されない(2010年6月「RSPO Guidance for Independent Smallholders under Group Certification」を参照)。

原則4：生産者と搾油所による最善手法(ベスト・プラクティス)の活用

基準4.1

施業手順は適切に文書化され、常に実施、監視される。

指標：

- 4.1.1 農園及び搾油所における標準施業手順(SOPs)を文書化されなければならない。
- 4.1.2 手順が一貫して実施されていることを確認する仕組みが存在しなければならない。
- 4.1.3 必要に応じて、監視及び措置の記録を保管し、閲覧できるようにしなければならない。
- 4.1.4 搾油所は、第三者から供給されたすべてのアブラヤシ果房(FFB)の供給元を記録しなければならない。

具体的なガイダンス：

指標4.1.1及び4.1.4について：搾油所のSOP及び文書には、関連するサプライチェーンの要件が含まれている必要がある(2011年11月「RSPO Supply Chain Certification Standard」を参照)。

ガイダンス：

実施確認の仕組みには、文書管理システム及び内部統制手順を含めることができる。

各国の国内解釈について：

国内行動基準または最善の管理手法(BMPs、Best Management Practices)を参考とすること。

基準4.2

施業により、土壌の肥沃度が最適かつ継続的な収量を確保するレベルに維持されるか、もしくは、可能であれば向上される。

指標：

- 4.2.1 標準施業手順(SOPs)に盛り込まれているとおりの適正な農業手法に従って、土壌の肥沃度が可能な限り最適かつ継続的な収量を確保するレベルに維持されていることを示す証拠が存在しなければならない。
- 4.2.2 施肥の記録が保持されていなければならない。
- 4.2.3 定期的に組織及び土壌のサンプリングを実施して、養分状態の変化を監視していることを示す証拠が存在しなければならない。
- 4.2.4 空果房(EFB、Empty Fruit Bunches)、搾油所から排出される廃液(POME、Palm Oil Mill Effluent)、及び植え替え後の残留物の利用などを盛り込んだ栄養再循環戦略が実施されなければならない。

ガイダンス：

長期的な肥沃度は、土壌の構造、有機物含有量、養分状態、及び微生物の健全性の維持に左右される。養分利用効率は、農園の経年数と土壌の状態を考慮する必要がある。栄養再循環戦略には、副産物もしくはエネルギー産出のためのいかなるバイオマス利用を含む。

各国の国内解釈について：

適切な技術の範囲を確認すること。

基準4.3

施業により、土壌の侵食や劣化が緩和・抑制される。

指標：

- 4.3.1 すべての脆弱土壌の地図が供されなければならない。
- 4.3.2 勾配が一定限度を超える傾斜地への作付については、管理戦略が立てられなければならない(これは、土壌及び気候固有の限度値である必要がある)。
- 4.3.3 道路維持プログラムが実施されなければならない。
- 4.3.4 泥炭土壌の沈下を最小限に抑え、監視しなければならない。水、及び被覆植物管理計画が文書化されていなければならない。
- 4.3.5 泥炭地への植え替えに先立ち、アブラヤシの生育に必要な水はけの長期的な適正を判定するため、排水可能性を評価されなければならない。
- 4.3.6 他の脆弱で問題のある土壌(例：砂地、有機物含有量が低い土壌、酸性硫酸塩土壌)のための管理戦略が策定されなければならない。

具体的なガイダンス：

指標4.3.4について：既存の泥炭地への作付の場合、地下水位は、堰、砂袋や、幹線配水路の排水地点にある水門など、適切な水制御構造網を使用して、測量に地下水ピエゾメーターを使用した場合は地表から平均50cm(40～60cmの間)、集水管内で測量する場合は60cm(50～70cmの間)に維持される必要がある(基準4.4及び7.4)。

指標4.3.5について：排水可能性評価によって、当該地域がアブラヤシ植え替えに不適であると判定された場合は、この地域の回復計画または多用途への転換計画を策定する必要がある。評価が、2収穫期の間には重大な洪水や塩水の侵食が発生するリスクが高いことを示している場合は、生産者及び農園主は植え替えを中止して回復作業の実施を検討しなければならない。

ガイダンス：

泥炭地の農園は、2012年6月の「RSPO Manual on Best Management Practices (BMPs) for existing oil palm cultivation on peat」で設定された基準に従って管理されなければならない(特に水管理、防火、化学肥料の使用、地盤沈下、植被)。

土壌侵食を最小限に抑える技術は既に知られており、必要に応じて適用する必要がある。これらには被覆植物の管理、バイオマス・リサイクル、段々畑の造成、植え替えではない自然再生、回復なども含まれる。

各国の国内解釈について：

国内解釈(または、RSPOの認めた並行解釈)では、国内ガイダンスを参照し、地域の環境条件内で土質を維持するための最善の管理手法(BMPs)と適切な技術を確認することになる。これには土壌の性質や、適切な業務履行上の閾値(作付に許容できる最大斜面勾配など)が含まれる。

基準4.4

施業により、地表水や地下水の質及び入手可能性が維持される。

指標：

- 4.4.1 水管理計画を導入し、実施されなければならない。
- 4.4.2 適切な水辺及びその他の緩衝地帯(国内の最善手法・ガイドラインを参照)の保全及び回復を含めて、水路及び湿地の保護が実証されなければならない。
- 4.4.3 工場廃液の必要な水準での適切な取り扱い、及び廃棄時の質は特に生化学的酸素要求量(BOD、Biochemical Oxygen Demand)の定期的な監視は、国内規定に従わなければならない(基準2.1及び 5.6)。
- 4.4.4 工場におけるアブラヤシ果房(FFB)1 トンあたりの水使用量は監視されなければならない(基準5.6を参照)。

具体的なガイダンス：

指標4.4.1について：水管理計画においては、

- ・ 使用効率と水源の回復可能性を考慮する。
- ・ 施業による水利用及び水管理が、地域コミュニティ及び慣習的な水利用者を含む集水地域内の他者に不利な影響を絶対にもたらさないようにする。
- ・ 地域コミュニティ、労働者、及びその家族が適切かつ清潔な水を飲用、調理用、浴用、洗濯用に使用できるよう保証することを目標とする。
- ・ 土壌、栄養素や化学物質の流出による、または搾油所から排出される廃液(POME)を含む廃棄物の不適切な処分の結果による地上及び地下水の汚染を避ける。

指標4.4.2について：泥炭地でのアブラヤシ栽培に関連する自然な植物生育の管理と回復については、2012年7月「RSPO Manual On Best Management Practices (BMP)」を参照すること。

ガイダンス：

生産者と搾油所は、自らの水利用の影響、及び現地水源での自らの活動の影響についての対策をとらなければならない。

各国の国内解釈について：

国内解釈では、国内ガイダンス及び最善手法を参照し、適切であれば水辺の土地の規模及び場所、さらに回復方法、あるいは許容される最大流出レベルといった業務履行上の閾値も含めること。

基準4.5

害虫や病気、雑草や侵入外来種については、適切な統合的害虫管理(IPM、Integrated Pest Management)の技術を適用し実効的に対処する。

指標：

- 4.5.1 IPM計画の導入は、監視されなければならない。
- 4.5.2 IPM導入に関与する人材を教育したことが実証されなければならない。

ガイダンス：

生産者は、認められたIPM技術を適用し、文化的、生物学的、機械的、及び物理的な方法を取り入れて農薬肥料の使用を最小限に抑える必要がある。

可能であれば、生物学的防除には在来種を使用しなければならない。

各国の国内解釈について：

国内解釈により、特定の国に最適な作業手法に関する詳細なガイダンスが提供される。また、必要であれば小規模農園に適した作業手法も提供される。

基準4.6

農薬は、健康または環境を危険にさらさない方法で使用される。

指標：

- 4.6.1 すべての農薬の使用に正当性があることが実証されなければならない。対象の害虫、雑草、病気に固有の製品を選択的に使用され、また、対象外の種への影響が最小限に抑えられる製品が可能な限り使用されなければならない。
- 4.6.2 農薬使用の記録(有効成分の使用、LD50、散布地域、1ヘクタールあたりの有効成分量、散布量など)が提供されなければならない。
- 4.6.3 計画の一環として、また、統合的害虫管理(IPM)計画に準拠し、すべての農薬使用を最小限度に抑えなければならない。国内の最善手法ガイドラインに定められている特定の状況を除き、農薬を予防的に使用してはならない。
- 4.6.4 国内の最善手法ガイドラインに定められている特定の状況を除き、世界保健機関(WHO)の1A型または1B型に分類されるか、またはストックホルム条約もしくはロッテルダム条約でリストに挙げられた農薬、及びパラコートを使用してはならない。このような農薬は、例外的な状況においてのみ使用するものとし、計画の一環として最小化、及び撤廃されなければならない。
- 4.6.5 農薬の取扱、使用、また散布は、必要な研修を修了した者のみが行うものとし、製品ラベルの記載に従って使用されなければならない。適切な安全装置及び散布装置が提供され、使用されなければならない。労働者は、製品に添付されたすべての注意を正しく遵守し、適用し、理解しなければならない(基準4.7を参照)。
- 4.6.6 すべての農薬の保管は、承認済みの最善手法に従わなければならない。すべての農薬容器は正しく廃棄されなければならない。また、他の目的に使用してはならない(基準5.3を参照)。
- 4.6.7 農薬散布は、リスク及び影響を最小限に抑えた実績のある方法によって行われなければならない。
- 4.6.8 正当な理由が文書化されている場所以外で、農薬の空中散布を行ってはならない。農薬の空中散布については、事前に十分な期間を設けて、関連するすべての情報がコミュニティに伝達されなければならない。
- 4.6.9 適切な情報資料の提供など、従業員及び関連する小規模農家の農薬の取り扱いに関する知識及びスキルが維持されていることが実証されなければならない(基準4.8を参照)。
- 4.6.10 労働者及び管理者により、完全に理解されている手順に従い、廃棄物が適切に廃棄されていることが実証されなければならない(基準5.3を参照)。
- 4.6.11 農薬使用者に対する詳細な医療監視が毎年実施されていること、及びこれに関連する健康状態を治療するための措置が文書化されていることが、実証されなければならない。
- 4.6.12 妊婦と授乳中の女性を、農薬を使用する作業に従事させてはならない。

具体的なガイダンス：

指標4.6.1について：農薬耐性の進行を妨ぐための措置(農薬のローテーション使用など)を適用する必要がある。農薬使用の正当性として、危険性の少ない代替薬品及びIPMを考慮しなければならない。

指標4.6.3について：農薬使用の正当な理由は、公開サマリー レポートに盛り込まれる。

指標4.6.6について：承認された最善手法に含まれる内容—すべての農薬は、その流通と使用に関する食糧農業機関 (FAO)国際行動規範及びガイドライン、ならびに国際規約に裏付けられた関連業界ガイドラインに定められているとおりに保管されなければならない(Annex1を参照)。

ガイダンス：

RSP0では、農薬使用に代わるいくつかの事例を特定している。これには2011年4月「Research project on Integrated Weed Management Strategies for Oil Palm; CABI」に挙げられた例が含まれる。

測定 of 正確性に関する問題のため、農薬毒性の監視は独立の小規模農園には適用されない(2010年6月「Guidance for Independent Smallholders under Group Certification」を参照)。

各国の国内解釈について：

国内解釈では、農薬使用に関する法的要件、法律で禁止された農薬のリスト、テストすべき残留農薬ならびに適切な残留レベル、及び農薬使用の最善の管理手法(BMPs)またはこれらについての情報源を検討すること。

国内解釈では、WHOの1A型または1B型に分類されるか、またはストックホルム条約もしくはロッテルダム条約でリストに挙げられた農薬、及びパラコートの使用が許可される例外的な状況について、及び健康または環境に危険を及ぼさない使用法についての最善手法ガイドラインを策定すること。

基準4.7

業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達、実施される。

指標：

健康と安全に関する計画には、以下が盛り込まれている必要がある。

- 4.7.1 健康と安全に関する方針が策定されなければならない。すべての活動を対象とする健康と安全に関する計画が文書化、実施され、その実効性が監視されなければならない。
- 4.7.2 健康と安全が問題となるようなすべての施業について、リスク評価が行なわれなければならない。また、特定された問題を解消するための手順と行動が文書化され、実施されなければならない。製品に添付されたすべての注意が正しく遵守され、労働者に適用されなければならない。
- 4.7.3 事業に関与するすべての労働者が、安全な作業手法について十分に訓練されなければならない(基準4.8を参照)。農薬散布、機械操作、土地造成、収穫、及び焼却(行なわれる場合)のように、潜在的に危険なすべての施業を対象として、作業現場のすべての労働者に十分かつ適切な保護装置が提供されなければならない。
- 4.7.4 責任者(複数の場合も含む)が特定されていなければならない。責任者と労働者との間での定期的な会議の記録が存在していなければならない。こうした会議においては、健康、安全、及び福利厚生に関するすべての当事者の懸念事項が話し合われ、取り上げられたすべての問題が記録されなければならない。
- 4.7.5 事故及び緊急時の対応手順が定められ、指示は労働者が明確に理解できるようなものでなければならない。事故対応手順は、従業員にとって適切な言語で提供されなければならない。応急処置の訓練を受けた職員が、現場にもその他の事業所にも配置され、作業所で応急処置用具を使用できなければならない。すべての事故の記録を保管し、定期的に確認するものとする。
- 4.7.6 すべての労働者に医療が提供され、損害保険でカバーされなければならない。
- 4.7.7 損失時間災害(LTA、Lost Time Accident)の基準を使用して、労働災害を記録しなければならない。

具体的なガイダンス：

指標4.7.7について：国内解釈によって、LTAの基準が定められる。国内解釈が存在しない国については、生産者が独自の基準によって決定する。

ガイダンス：

生産者と搾油所は、自らの管理下にある作業所、機器、装置、輸送手段、及びプロセスの安全性を確保し健康リスクを発生させてはならない。生産者と搾油所は、自らの管理下にある化学的、物理的、及び生物学的物体及び物質が、適切な措置がとられれば過度の健康リスクを及ぼさないことを保証しなければならない。すべての指標は、状況にかかわらず、すべての労働者に適用される。健康及び安全計画には、国際労働機関(ILO)186号勧告の指針も反映されなければならない(付録1を参照)。

各国の国内解釈について：

国内解釈によって、LTAの基準が決められる。すべての法的要件とともに、農業における安全な作業慣行についての地域・国内の指針を確認し、これらを使用する。各地域の環境において、「危険」な操業の要因とは何かを確認することも重要である。

基準4.8

すべてのスタッフ、労働者、小規模農家、請負業者は適切に教育される。

指標：

- 4.8.1 RSP0の原則と基準のあらゆる局面をカバーする公式な教育プログラムが実施されなければならない。これには、訓練ニーズの定期的な評価、プログラムの記録も含まれる。
- 4.8.2 各従業員の教育記録が保管されなければならない。

ガイダンス：

労働者は、農薬被曝による健康と環境上のリスク、最も影響を受けやすいグループ(年少労働者、妊産婦など)を含めた、急性・慢性の被曝症状の認識、労働者及びその家族の被曝を最小限にとどめる方法、労働者の健康を守る国際・国内法と規定について、適切な教育を受けなければならない。

教育プログラムは生産性と最善の管理手法(BMPs)を含むものとし、組織の規模に対して適切である必要がある。

生産者と搾油所は、すべてのスタッフと労働者に対して教育を施し、スタッフと労働者が文書化された手順に従ってRSP0の原則、基準、指標、ガイダンスの要件に準拠して自らの作業と責務を果たすことができるようにしなければならない。

契約労働者は、文書化された手順に従い、RSP0の原則、基準、指標、ガイダンスの要件に準拠して自らの作業と責務を果たすことができる能力に応じて選抜されなければならない。

生産者と搾油所は、契約によってアブラヤシ果房(FFB)を供給するスキーム小規模農家に対する教育活動を行っていることを実証する必要がある。

小規模農園で働く労働者にも、適切な教育と能力が要求される。この教育は、小規模農園から果房を購入する生産者と搾油所の活動の延長、小規模農家の組織、またはその他の機関及び組織との協力によって実現されるものとする(2010年6月「Guidance for Independent Smallholders under Group Certification」、及び2009年7月「Guidance on Scheme Smallholders」を参照)。

独立小規模農園の施業については、労働者の教育記録は必須ではないが、農場で働くすべての労働者が自らの作業について適切な教育を施されていないと認められる(2010年6月「Guidance for Independent Smallholders under Group Certification」、及び2009年7月「Guidance on Scheme Smallholders」を参照)。

各国の国内解釈について：

適切な職業訓練資格を確認すること。

原則5：環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全

基準5.1

植え替えを含む、農園及び搾油所運営が環境に影響を及ぼす側面が特定される。また悪影響を緩和し、好影響を促進するような計画を作成、実施、監視し、継続的な改善が実証される。

指標：

- 5.1.1 環境影響評価(EIA、Environmental Impact Assessment)が文書化されなければならない。
- 5.1.2 影響が確認され現状の施業の変更が必要になる場合は、悪影響を緩和するため、変更スケジュールを策定し、総合的な経営計画の中で実施されなければならない。経営計画においては、責任者(単独、または複数)が特定されなければならない。
- 5.1.3 この計画には、運用上の変更に適応できるような監視手続きを組み入れ、これを実施して緩和措置の実効性を監視しなければならない。計画は、少なくとも2年ごとに見直しを行い、監視結果と、環境への好影響・悪影響を及ぼす可能性がある運用上の変更が行われた点を反映しなければならない。

ガイダンス：

EIAでは、以下の活動を対象としなければならない(実施された場合)：

- ・ 新規の道路、搾油所、またはその他のインフラの建設
- ・ 排水または灌漑システムの設置
- ・ 植え替えや栽培区域の拡張
- ・ 工場廃水の管理(基準4.4)
- ・ 残存している自然植生の除去
- ・ 害虫及び病害の生じたアブラヤシの野焼きによる管理(基準5.5及び7.7)

影響評価は、例えばISO14001EMSやEIA報告書のような非制限的な形式とし、本基準で明確にされている要素、及びステークホルダーとの協議を通じて提起された要素を盛り込むことができる。

作業現場内外での土壌及び水資源(基準4.3及び4.4)、大気環境、温室効果ガス(基準5.6)、生物多様性、生態系、ならびに人にとっての快適性(基準6.1)について、環境への影響が確認されなければならない。

ステークホルダーとの協議は、環境への影響を確認する上で重要な役割を果たす。協議を組み入れた結果として、影響を確認するため、また必要な緩和措置を策定するためプロセスの改善がもたらされるべきである。

小規模農園スキームについては、影響評価の実施と、その結果に応じて計画を立て施業を行う責任は、スキームの管理者が負うものとする(2010年6月「Guidance for Independent Smallholders under Group Certification」及び2009年7月「Guidance on Scheme Smallholders」を参照)。

各国の国内解釈について：

国内解釈においては、国内すべての法的要件を考慮するとともに、法の要件によらずとも重

要なその他の問題も考慮すること。例えば、特定の状況下では植え替えに関する中立的な社会・環境影響評価(SEIA、Social and Environmental Impact Assessment)が望まれる場合がある。

基準5.2

農園内、または農園及び工場の経営によって影響を受ける地域内に、希少種、絶滅危惧種またはその他の保護価値が高い生物種の生息環境があれば、その状況を特定しなければならない。また、これらの維持や増加を最大限に確保できるように施業を管理する。

指標：

- 5.2.1 保護価値が高い(HCV)かどうかの評価は、作付区域そのものと、関連するより広範な景観レベルでの考慮事項(野生生物回廊など)の両方について、情報が照合されなければならない。
- 5.2.2 希少種及び絶滅危惧(RTE、Rare, threatened or Endangered)種ならびにHCVが存在している、または農園あるいは搾油所の施業によって影響を受けている場所では、経営計画を通じて、これらの生物種の保存や増加を期待できるような適切な措置が実施されなければならない。
- 5.2.3 これらRTE種の状況に関して、従業員を定期的に教育するプログラムが存在しなければならない。また、企業で働いている個人がこれらの生物種を捕らえ、危害を加え、採取し、あるいは殺害したことが判明した場合は、懲罰的措置がとられなければならない。
- 5.2.4 経営計画が作成されている場合は、次の点を継続的に監視しなければならない。
 - ・ 農園または搾油所の施業の影響を受けるHCVならびにRTE種の状況が文書化され、報告されていること
 - ・ 監視の結果が経営計画にフィードバックされていること
- 5.2.5 地域コミュニティの既得権によって確保されているHCVが確認された場合は、交渉によってHCVとコミュニティの権利の両方に対する最適なセーフガードとなるような合意が得られたという証拠が存在しなければならない。

具体的なガイダンス：

指標5.2.1について：この情報には、以下のような情報が含まれる。

- ・ 生産者または搾油所によって重大な影響が及ぼされる可能性のある保護地域の存在
- ・ 生産者または搾油所によって重大な影響が及ぼされる可能性のある希少種、RTE種の保全状況(例、国際自然保護連合(IUCN)ステータス)、法的保護、個体数の状態、及び生息環境要件
- ・ 生産者または搾油所によって重大な影響が及ぼされる可能性のある希少な生態系、あるいは危機にある生態系など、HCV生息域の確認

指標5.2.2について：これには、以下のような措置が含まれる。

- ・ 生物種または生息環境の保護に関するすべての法的要件が確実に満たされること
- ・ HCVの連結、回廊の保全、HCV周辺に緩衝地帯を設けることなどにより、HCV生息域へのダメージ及び劣化を回避すること
- ・ あらゆる違法な、または不適切な狩猟、漁、採取活動の規制、及び人間と野生生物の衝突を解決する信頼できる対策を策定すること

指標5.2.5について：交渉による合意が形成できなかった場合は、合意に達するための継続的

な努力がなされているという証拠が存在しなければならない。これには、第三者による仲裁も含まれる(基準2.3、6.3及び6.4を参照)。

ガイダンス：

この情報収集には、入手可能な生物学的記録の検証、及び関連する政府部門、調査機関、ならびに関連NGOとの協議が含まれる(適切な場合)。実際の生物多様性レベル、また入手可能な情報のレベルに応じて、いくつかの追加的な実態調査作業が必要になる場合がある。

経営体の外部からHCVにとってメリットになるようなことが得られるのであれば、必ず他の生産者、政府、及び組織との間での連携、協力を検討しなければならない。

各国の国内解釈について：

適切な情報源としては政府、または国際的な絶滅危惧種リスト(レッドデータリスト)、国内の野生生物保護法、保護区・保護種の責任当局、及び関連するNGOなどがある。

注：事業者は、地域の人々の権利と生活も保護できるような方法でHCV管理地域を保護するため、土地管理及び保有についてのさまざまな選択肢を検討する必要がある。コミュニティの管理に委ねられ、慣習的あるいは法的な所有権を通じて保護を受けることが最適である地域もあれば、その他のケースでは、共同管理という選択肢を検討することもできる。企業または州政府機関がHCVを維持または拡大するために、コミュニティに権利の放棄を要求する場合は、コミュニティが十分な土地と資源を引き続き利用できるように、また、彼らの基本的なニーズが守られるようにするため、最新の注意が払われる必要がある。このような権利の放棄は全て、事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意(基準2.2、及び2.3を参照)によって行われなければならない。

基準5.3

廃棄物は削減、リサイクル、再利用され、環境的・社会的に責任ある方法で廃棄するものとする。

指標：

- 5.3.1 すべての廃棄物と汚染源が確認され、文書化されなければならない。
- 5.3.2 すべての農薬肥料及びその容器は、責任を持って廃棄されなければならない。
- 5.3.3 汚染を避ける、もしくは軽減するため、廃棄物管理・廃棄計画を文書化し、実施されなければならない。

ガイダンス：

廃棄物管理・廃棄計画には、次の方策を組み入れなければならない。

- ・ 廃棄物及び汚染の発生源の確認と監視
- ・ 資源の活用や、栄養素として潜在的な廃棄物のリサイクル、付加価値のある製品への転換といった活動の効率化(例、動物飼養プログラムなどを通じて)
- ・ 危険な農薬肥料及びその容器を適切に管理し、廃棄する。残った農薬肥料及びその容器は、利用可能な最善手法に従った環境的・社会的に責任のある方法(例えば、供給元に返却する、あるいはトリプル・リンス法を使用して洗浄するなど)で再利用、リサイクル、または廃棄し、水源の汚染や人への健康リスクが生じないようにしなければならない。製造元によってラベルに記載された廃棄手順を遵守しなければならない
- ・ 廃棄のために覆いが無い状態で火を使用することは避けなければならない

各国の国内解釈について：

国内解釈(またはRSPOが承認した並行解釈)には、関連の国内法または規定の詳細、考慮すべき廃棄物の種類のリスト(危険物、非危険物、国内、ほか)、許容されないすべての廃棄方法(未処理の排水を直接水路や河川に廃棄してはならない、など。基準4.4を参照)、栄養素のリサイクルまたは再利用に関する最善手法ガイドライン、排水池の管理、搾油所の搾油効率向上、適切な廃棄物処理などについて必要に応じて盛り込むこと。

基準5.4

化石燃料の利用効率、及び再生可能エネルギーの利用効率が、最適化される。

指標：

- 5.4.1 化石燃料の利用効率を高め、再生可能エネルギー利用を最適化する計画を策定、監視されなければならない。

ガイダンス：

搾油所内で、粗パーム油(CPO)またはアブラヤシ製品1トンあたりの再生可能エネルギー利用量を監視しなければならない。

CPOまたはアブラヤシ果房(FFB) 1トンあたりの化石燃料の直接利用量を監視しなければならない。

すべての施設の建設または改修に際しては、エネルギー効率を考慮しなければならない。

生産者と搾油所は、自らの施業での直接エネルギー利用を評価しなければならない。これには石油、電気、及び施業そのもののエネルギー効率が含まれる。すべての輸送及び機械操作を含む、現場の契約労働者による燃料使用量の概算も含めなければならない。

可能であれば、バイオガスの採取及び利用の可能性についても調査しなければならない。

基準5.5

ASEANのガイドライン、またはその他の地域での最善手法で特定されている固有の状況を除き、土地整備や植え替えのための火気の使用は避ける。

指標：

- 5.5.1 2003年「Guidelines for the Implementation of the ASEAN Policy on Zero Burning」、もしくは他地域における相応のガイドラインで指定されている状況を除いて、野焼きによる土地整備を行ってはならない。
- 5.5.2 土地整備や植え替えで火が使用された場合は、それが2003年「Guidelines for the Implementation of the ASEAN Policy on Zero Burning」、もしくは他地域における相応のガイドラインで指定されている野焼きであり、事前に承認を受けた上で実施されたという証拠が存在しなければならない。

ガイダンス：

火を使用してよいのは、重大な害虫及び病害の発生リスクを最小限にとどめるためにそれが最も効果的で環境的なダメージも少ないことが、評価によって実証された場合のみである。また、泥炭地での火の使用には殊更特別な注意を払わなければならない。これについては、該当の国内環境法制のもとでの規制条項に従わなければならない。関連する小規模農家への普及・教育プログラムが必要な場合がある。

各国の国内解釈について：

国内解釈では、例えば2003年「Guidelines for the Implementation of the ASEAN Policy on Zero Burning」、もしくは他地域における相応のガイドラインを参照することによって、このような火の使用が許容される特定の状況を確認すること。

基準5.6 前提

生産者と搾油所は、施業による温室効果ガス(GHG、greenhouse gas)の排出について報告することを約束しなければならない。ただし、現在の知識や手法によって、これらの著しい排出を完全に監視、または正確に測定することはできないと考えられる。また、これらの排出を削減あるいは最小化することが常に可能であり現実的であるとは限らない。

生産者と搾油所は2016年12月末までの履行期間に、最善手法の推進に取り組み、RSPOへ報告し、そしてその後はレポートを一般に公開することとなる。生産者と搾油所は、RSPOの全てのステークホルダー・グループの支援を受け、これに取り組む。

基準5.6

GHGなどの汚染及び排出を削減する計画が策定され、実施され、監視される。

指標：

- 5.6.1 GHGの排出、微粒子・煤塵の排出及び排水といった、環境を汚染するすべての活動の評価が実施されなければならない(基準4.4を参照)。
- 5.6.2 重大な汚染物質及びGHG排出を特定し、これを削減または最小化するための計画が実施されなければならない。
- 5.6.3 監視システムを導入し、農園及び搾油所からの重大な汚染、排出の進行状況が、適切なツールを使用し定期的に報告されなければならない。

具体的なガイダンス：

指標5.6.2について：計画には目的、目標、及び日程計画が含まれる。これらは背景状況に対応したものでなければならず、あらゆる変更は正当化される。

指標5.6.2及び5.6.3について：搾油所から排出される廃液(POME)の取り扱い方法を記録する。

指標5.6.3(GHG)について：2016年12月31日までの履行期間中の監視ツールとして、RSPOが承認したPalmGHG修正版を使用することができる。これには、施業(土地利用の慣行を含む)に起因する排出のみが含まれる。

さらに、生産者は履行期間中に施業範囲内での炭素蓄積量の変化から生じる排出量を監視し、報告するものとする(2005年11月の土地利用状態を、ベースラインとして使用すること)。指標5.6.3の履行期間は、基準7.8の履行期間と同じである。

履行期間中、GHGに関する報告は、あらゆる分野のメンバーで構成された関連するRSPO作業部会に対して行われる。この作業部会は、報告された情報を使用してツール及び排出要因、方法論を審査して微調整し、このプロセスに関してさらなる助言を提供する。公的な報告が望まれるが、履行期間終了時までは任意とする。

履行期間中、RSPOの作業部会はGHG及び炭素蓄積量の測定に関する課題を認識しながら、PalmGHGの継続的な改善の道を探る。

GHG排出の評価、監視、報告のためには、PalmGHG、及びRSPOが承認した同等のツールが使用される。PalmGHGの代替ツールの使用を求める者は、RSPOにそのツールが同等であることを示して承認を得る必要がある。

ガイダンス：

実際に可能である場合、施業は排出の測定及び削減に関する最善の管理手法(BMPs)に従わなければならない。これについての助言は、RSPOから提供される。

原則6：生産者や搾油所によって影響を受ける従業員、個人及びコミュニティに関する責任ある配慮

基準6.1

植え替えを含む、農園及び搾油所運営が社会に影響を及ぼす側面が参加型の手法で特定される。また、悪影響を緩和し、好影響を促進するような計画を策定、実施、監視し、継続的な改善が実証される。

指標：

- 6.1.1 社会影響評価(SIA、Social Impact Assessment)は、会議記録を含め文書化されなければならない。
- 6.1.2 評価が、影響を受ける当事者の参加を得て実施されたことを示す証拠が存在しなければならない。
- 6.1.3 悪影響を回避または緩和し好影響を促進するための計画と、特定された影響の監視については、影響を受ける当事者との協議によって、実施の責任も含めて策定、文書化し、スケジュールを立てなければならない。
- 6.1.4 計画は、最低でも2年ごとに1回見直しを行うものとし、その結果現在の慣行を変更するべきであると結論づけられた場合には、必要に応じて変更されなければならない。見直し作業には、影響を受ける当事者が参加していたことを示す証拠が存在しなければならない。
- 6.1.5 小規模農園スキームへの影響については特別な注意を払う必要がある(農園にスキームが含まれる場合)。

ガイダンス：

状況に応じて女性や出稼ぎ労働者等を含む影響を受ける当事者が参加した上で、生産者によって社会的影響の特定が行われなければならない。好影響と悪影響の両方を含めたすべての影響を確実に特定するために中立的な専門家の参加が必要であると考えられる場合は、このような専門家が関与することが望ましい。

このような背景状況での「参加」の意味とは、影響の特定、発見事項の見直し、緩和のための計画、実施した計画の成功の監視を通じて、影響を受ける当事者が自らの代表機関を通して意見を表明することができる、あるいは意見表明者を自由に選ぶことができるということである。

潜在的な社会的影響は、次のような活動に起因する可能性がある：新たな道路の建設、搾油所その他のインフラの作業過程、各種作物の植え替えまたは栽培面積の拡大、廃液の廃棄、残存している自然植生の除去、従業員数及び雇用契約の変更、小規模農園スキーム。

農園及び搾油所の管理は、次のような要素に関して社会的影響(好影響及び悪影響)を及ぼす可能性がある：

- ・ 立ち入りの権利、及び使用权
- ・ 経済生活(有給雇用など)、及び労働条件
- ・ 自給自足活動
- ・ 文化及び宗教的価値

- ・ 医療及び教育施設
- ・ その他、運輸・通信の改善または相当数の出稼ぎ労働者の流入などの変化に起因するコミュニティにおける価値

見直しは内部または外部で実施される(2年に1回)。

各国の国内解釈について：

社会的影響は特に地域の社会的条件に依存するので、国内解釈では重要な問題を識別し、データ収集の方法及び結果の利用方法を決定すること。地域コミュニティ及び先住民が存在する場合は、彼らの慣習的あるいは伝統的な権利に対する適切な配慮を含むものでなければならない(基準2.3及び6.4)。

基準6.2

生産者や搾油所、地域コミュニティ、ならびにその他の影響を受ける利害関係者の間の情報交換や協議のためのオープンで透明性のある方法が存在する。

指標：

- 6.2.1 協議及びコミュニケーションの手順は、文書化されなければならない。
- 6.2.2 これらの問題に対する責任を負う管理的立場の職員が指名されなければならない。
- 6.2.3 ステークホルダーのリスト、受領確認を含めたすべてのやり取りの記録、影響を受ける当事者の理解を確約するために行われた取り組みの記録、及びステークホルダーからのインプットに対応するためにとられた措置の記録が保持されなければならない。

ガイダンス：

地域コミュニティ及びその他の利害関係者がコミュニケーションや協議の目的を理解できるようにするため、生産者もしくは搾油所が下そうとしている意思決定は明確にする必要がある。コミュニケーション及び協議の仕組みは、地域コミュニティ及びその他の影響を受ける当事者または利害関係者との協力に基づいて策定すべきである。ここでは、地域の既存の仕組み及び言語の適切な使用を検討しなければならない。マルチ・ステークホルダーの評議会の存在と構成も考慮しなければならない。コミュニケーションに際しては、男性と女性、村のリーダーと日雇い労働者、新規コミュニティ・グループと定着コミュニティ・グループ、さまざまな民族集団の間での情報アクセスの差を考慮しなければならない。

このコミュニケーションに際しては、小規模農園スキーム及びコミュニティ、そして必要に応じてその他の集団を支援するために、利害関係のないコミュニティ・グループ、NGO、または政府(またはこれらの連合体)などの第三者が関与できるように検討しなければならない。

各国の国内解釈について：

国内解釈においては、適切なレベルでの協議、関与すべき組織または個人の種類などの問題を考慮すること。

基準6.3

影響を受けるすべての当事者によって導入、承認された、相互に合意・文書化された苦情処理システムが存在する。

指標：

- 6.3.1 影響を受けるすべての当事者に対して公開されたシステムにより、効率的でタイムリー、かつ適切な方法で紛争が解決されなければならない。ただし、告発者及び通報者が要求する場合は、彼らの匿名性が確保されなければならない。
- 6.3.2 紛争を解決したプロセス及び結果の両方について、文書が提供されなければならない。

具体的なガイダンス：

指標6.3.1について：このシステムは、報復のリスクを軽減することを目的とする。

ガイダンス：

基準1.2も参照すること。

紛争解決の仕組みは、関係する当事者とのオープンな、合意の上での承諾を通じて確立されなければならない。

苦情は、必要に応じて男女両性の代表者を含めた合同協議委員会 (Joint Consultative Committees、JCC) といった仕組みによって対応しなければならない。苦情には内部(従業員)から寄せられるものと、外部から寄せられるものがある。

スキーム及び独立の小規模農園については、2010年6月「Guidance for Independent Smallholders under Group Certification」、及び2009年7月「Guidance on Scheme Smallholders」を参照すること。

相互での解決策を見いだすことができない場合、RSPO苦情処理システムに苦情を持ち込むことができる。

指針として役立つ文書として、人権理事会 (UNHRC) の承認を受けた「Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the UN “Protect, Respect and Remedy” Framework」(2011年)などを参照すること。

基準6.4

法的または慣習的権利及び使用権の損失に対する補償金の交渉は、先住民や地域コミュニティ、その他のステークホルダーが自らを代理する組織を通じて意見を表明できるような、文書化された手続きを通じて行われる。

指標：

- 6.4.1 法的または慣習的権利及び使用権を確認する手続き、及び補償の対象者を特定する手続きが定めなければならない。
- 6.4.2 金銭またはその他の公正な補償を算出し給付する手続きが、参加型の方法で確立、実施、監視、及び評価され、この評価の結果としての修正措置が実施されなければならない。この手続きにおいては、以下の点を考慮しなければならない：権利、所有権、土地へのアクセスを主張する能力に関する男女の相違、移住者と昔からあるコミュニティの相違、及び民族における法的な土地所有権と共同土地使用権の相違。
- 6.4.3 交渉を経たすべての合意及び補償の主張のプロセスと結果は、影響を受けるすべての当事者が参加したという証拠とともに文書化され、公的に提供されなければならない。

具体的なガイダンス：

指標6.4.2について：企業は、小規模農園スキームにおける土地所有権に関して、男女両方の世帯主に均等な機会が提供されるように、最大限の努力をしなければならない。

ガイダンス：

この基準は、基準2.2、2.3、及び関連のガイダンスと併せて考慮しなければならない。

基準6.5

従業員及び契約労働者に対する賃金や条件は、常に少なくとも法律上または業界の最低基準を満たし、適正な生活資金を得るために十分なものとする。

指標：

- 6.5.1 賃金及び雇用条件に関する文書が提供されなければならない。
- 6.5.2 労働法、労働組合協定、または賃金及び雇用条件(労働時間、控除、時間外労働、病休、休暇、産休、解雇理由、通告期間等)の明細を明らかにした直接雇用契約書が、労働者が理解可能な言語で提供されるか、または管理職員によって労働者に入念に説明されなければならない。
- 6.5.3 適切な住居、水道、医療、教育、福利施設が公的に提供されていないか、利用できない場合は、生産者と搾油所が各国の標準またはそれ以上のものを提供しなければならない。
- 6.5.4 生産者と搾油所は、労働者が適切で十分かつ手頃な価格で食料を入手できるかどうかを監視し、これを改善することについて、実証可能な取り組みを行わなければならない。

各国の国内解釈について：

国内解釈では、必要十分な生活賃金を定義すること。国内解釈が存在しない場合は、法律上の最低賃金を適用すること。

基準6.6

雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由、及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主はこれらすべての従業員の自立的で自由な結社、交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。

指標：

- 6.6.1 現地の言語によって、結社の自由を認める公開の声明文が提示されなければならない。
- 6.6.2 主要な労働組合または労働者の代表との会議録が文書化されなければならない。

ガイダンス：

国際労働機関(ILO)条約87条及び98条に従い、出稼ぎ・移民労働者及び契約労働者を含めた従業員の結社の権利、雇用主との団体交渉権が尊重されなければならない。

労働法及び労働協約、またはそれらが存在しない場合は、給与その他の条件を詳述した直接の雇用契約書が、労働者が理解可能な言語で提供されるか、または管理職員によって労働者に入念に説明されなければならない。

各国の国内解釈について：

国内解釈では、出稼ぎ・移民労働者を定義すること。それに際しては、ILOの定義、及びその他の国際協約、国際文書、国際的解釈を全面的に用いる必要がある。

基準6.7

児童の雇用、搾取が行われない。

指標：

- 6.7.1 労働者の最低年齢制限が守られていることが、文書によって実証されなければならない。

ガイダンス：

生産者と搾油所は、最低就業年齢と労働時間を明確に定義しなければならない。雇用することができるのは各国の義務教育年齢を超える者、または15歳以上の者のみである。労働者の最低年齢が、国の規定に定められた年齢を下回ってはならない。国際労働機関(ILO)条約138条に従い、18歳未満の者を有害危険作業に携わらせてはならない。

家族経営の農園に関する追加的ガイダンスについては、2010年6月「Guidance for Independent Smallholders under Group Certification」、及び2009年7月「Guidance on Scheme Smallholders」を参照すること。

基準6.8

人種、階級、国籍、宗教、障がい、性別、性的指向、労働組合への加盟、政治的所属、及び年齢に基づく差別は、いかなるものであっても禁じられている。

指標：

- 6.8.1 地域環境の中で関係者・当事者の識別を含めて、公的に入手可能な機会均等方針が文書化されていないなければならない。
- 6.8.2 従業員、及び地域コミュニティ、女性、出稼ぎ労働者を含む集団が差別されていないことを示す証拠が提示されなければならない。
- 6.8.3 採用、雇用、及び昇進が業務に必要なスキル、能力、資質、医学的適合性に基づいて行われていることが実証されなければならない。

ガイダンス：

コンプライアンスの例となり得るものは、適切な文書(求人広告、職務内容、人事考課など)、女性、地域コミュニティ、外国人労働者、出稼ぎ労働者などが含まれると考えられる集団など、関連するステークホルダーとの面談によって得られた情報である。

国内法及び規定にかかわらず、医学的状态を差別的に利用してはならない。

基準6.3に詳述された苦情手続きが適用される。交渉による合意の一環として、特定のコミュニティに雇用及び恩恵を提供するための積極的差別は許容される。

基準6.9

職場におけるハラスメントまたは嫌がらせがあってはならない。また、生殖の権利は保護される。

指標：

- 6.9.1 セクシャル・ハラスメント及びその他あらゆる形態のハラスメントと暴力を防ぐための方針が施行され、あらゆるレベルの従業員に伝達されなければならない。
- 6.9.2 すべての者、特に女性の生殖の権利を守るための方針が施行され、あらゆるレベルの従業員に伝達されなければならない。
- 6.9.3 要求に応じて匿名性を尊重し、苦情の申出をした者を保護することができる明確な苦情処理システムが確立、実施され、あらゆるレベルの従業員に伝達されなければならない。

具体的なガイダンス：

指標6.9.1及び6.9.2について： これらの方針には女性の教育、及び従業員の啓発を組み込まなければならない。職場における暴力やセクシャル・ハラスメント等、女性が直面する特定の問題に関するプログラムを用意しなければならない。この基準を遵守するために、特に女性に対する懸案を解決するためのジェンダー委員会が活用される。この委員会は、すべての業務領域の代表者から成り、以下のような問題を検討する：女性の権利に関する教育、暴力を受けた女性に対するカウンセリング、生産者と搾油所により提供される保育施設、女性が農薬散布または農薬使用の作業を再開する前に最大9ヶ月間の授乳期間の許可、そして女性が実効的な授乳を可能にするための休憩時間の付与。

指標6.9.2について： 指標4.6.12を参照。

ガイダンス：

従業員、契約労働者、及びその他の関連ステークホルダーとの協議によって明確な方針が策定され、公開されなければならない。方針導入の進捗は定期的に監視され、この監視活動の結果が記録されていないなければならない。

生殖の権利は、国内法及び規定にかかわらず、尊重されなければならない。

基準6.10

生産者と搾油所は、小規模農園やその他の地元企業に、公平かつ透明性を持って対応する。

指標：

- 6.10.1 現在及び過去のアブラヤシ果房(FFB)の価格が、公表されなければならない。
- 6.10.2 生産者と搾油所が、FFBの価格について説明したことを示す証拠が得られなければならない。また、価格決定の仕組み及び搬入・供給量は文書化されなければならない(生産者と搾油所の管理下にある場合)。
- 6.10.3 すべての当事者が、締結した契約を理解していること、及び契約が公平で法律に則し、透明性があることを示す証拠が得られなければならない。
- 6.10.4 合意に基づく支払いが、適時に実行されなければならない。

ガイダンス：

小規模農園との取引では仲介者の役割、FFBの輸送と保管、品質とグレードなどの問題を考慮しなければならない。FFBに含まれる養分のリサイクルの必要性(基準4.2を参照)についても考慮しなければならない。小規模農園にとって廃棄物のリサイクルが実施可能ではない場合は、FFBの価格を通して輸出される養分の価値に対する補償を行うことができる。

小規模農園がFFBの適正価格を受け取っていないと考えている場合は、仲介者が介入するかどうかにかかわらず、基準6.3に基づく苦情処理手続きを利用できなければならない。

契約によって特定の搾油所にすべてのFFBを販売する義務を負っている契約農園(outgrower)にとって、公正で透明性がある価格決定の仕組みの必要性は特に重要である。

RSPOの原則と基準(P&C、Principles & Criteria)を満たすために、搾油所が小規模農園に対して作業手法の変更を要求する場合は、変更に係るコストが考慮されなければならない。また、FFBに対する前払いの可能性を検討することができる。

基準6.11

生産者と搾油所は、可能な限り、地域の持続可能な発展に貢献する。

指標：

- 6.11.1 地域コミュニティとの協議の結果に基づいて地域の発展に貢献したことが実証されなければならない。
- 6.11.2 スキーム小規模農家が存在する場合は、小規模農園の生産性を向上させるための努力・資源が割り当てられたことを示す証拠が存在しなければならない。

ガイダンス：

発展への貢献は、地域コミュニティとの協議の結果に基づくものでなければならない。基準6.2も参照すること。このような協議は透明性、公開性、参加の原則に基づくものでなければならない。また、コミュニティに自らの優先事項とニーズ(男女のニーズの相違を含む)の認識を促すものでなければならない。

従業員採用候補者の評価が等しい場合は、必ず地域コミュニティの構成員が優先されなければならない。積極的差別は、基準6.8に抵触するものとは認められない。原料供給元における独立小規模農園を特定するための取り組みが行われなければならない。

特定された独立小規模農園から果房を調達している場合は、この小規模農園の農業手法の改善に貢献するための取り組みが行われなければならない。

各国の国内解釈について：

国内解釈では、地域及び国内の財・サービスの利用、一定割合の農園の利益・売上が社会開発プロジェクトに使用されるかどうか、現地雇用者の最低割当数といった固有の要因または閾値を可能な限り検討すること。

基準6.12

強制労働、人身売買による労働者は、いかなる形態であっても許可されない。

指標：

- 6.12.1 いかなる形態の強制労働も行われず、人身売買による労働者も使用されていないという証拠が存在しなければならない。
- 6.12.2 該当する場合は、契約の置換（訳者注：雇用契約を勝手に変更してしまうこと）が発生しなかったことが実証されなければならない。
- 6.12.3 臨時労働者または出稼ぎ労働者が雇用されている場合、特別の労働方針及び手続きが確立され、実行されなければならない。

具体的なガイダンス：

指標6.12.1について：労働者は脅しや罰則を与えられることなく、自主的かつ自由に雇用に応じなければならない。また、労働者は合理的な通知をもって、または契約ごとに、罰せられることなく雇用を終了させる自由を持たなければならない。

指標6.12.3について：特別の労働方針には、以下が含まれる。

- ・ 非差別的な慣行についての声明
- ・ 契約の置換を行わないこと
- ・ 特に言語、安全、労働法、文化的慣行などを重視した着任後のオリエンテーション・プログラム
- ・ 提供される十分な生活条件

ガイダンス：

出稼ぎ労働者は合法的に認められるものとし、外国人労働者の入国要件及び国際的基準を満たすように、個別の雇用契約が作成されなければならない。十分な生活賃金を脅かすような控除が行われてはならない。

パスポートの引き渡しは、自主的である場合を除いて、行われてはならない。

これをすべての下請け労働者及び供給者に適用するにあたって、周囲の状況に対する適切な注意が払われたことを示す証拠が存在しなければならない。契約の置換には国内ガイダンスが適用されなければならない。

各国の国内解釈について：

国内解釈では、臨時労働者、出稼ぎ労働者、特別労働方針、契約の置換、十分な生活賃金を定義すること。国際労働機関（ILO）の定義（ILO第29号条約及び第105号条約）、及びその他の国際協約、国際文書、国際的解釈を全面的に用いる必要がある。詳細なガイダンスについては、基準6.5を参照すること。

基準6.13

生産者及び搾油所は、人権を尊重する。

指標：

- 6.13.1 人権尊重方針が文書化され、従業員および事業体のあらゆるレベルで徹底されなければならない(基準1.2及び2.1を参照)。

ガイダンス：

基準6.3も参照すること。

事業体のあらゆるレベルには、業務委託を受けた第三者も含まれるものとする(例、警備関係者など)。

注：国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」より引用

「人権を尊重する企業の責任は、国際的に認められた人権に拠っているが、それは、最低限、国際人権章典で表明されたもの及び労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言で挙げられた基本的権利に関する原則と理解される」(ビジネスと人権に関する指導原則の「人権を尊重する企業の責任」)。

人権に関するRSPOの作業部会は、人権問題とその影響を認識、緩和し、解決する仕組みを提供する。その結果としてのガイダンスでは、すべてのRSPOメンバーに関連する人権問題を確認することになる。

原則7：新規農地の責任ある開発

基準7.1

新たな農園や施業が開発される前、または現行の施業が拡大される前に、総合的で中立的な参加型の社会・環境影響評価が実施され、その結果が計画や経営、施業に組み込まれる。

指標：

- 7.1.1 影響を受ける小規模農園を含めた参加型の方法によって実施される中立的な社会・環境影響評価(SEIA)が、文書化されなければならない。
- 7.1.2 特定された悪影響を回避または緩和するために、適切な経営計画及び施業手順が策定され、実施されなければならない。
- 7.1.3 開発に契約農園スキームが含まれる場合、スキームの影響力と、スキームの管理手法の影響に対して特別な注意が払われなければならない。

ガイダンス：

基準5.1及び6.1を参照すること。

目的のプロセスを確実に行うため、規約を取り決め、認可を受けた中立的な専門家によって影響評価を実施しなければならない。この規約の取決めと影響評価を同じ機関が実施してはならない。特に社会影響を特定するには、外部のステークホルダー・グループを含めた参加型の手法が必須である。地域コミュニティ、政府部門及びNGOなどのステークホルダーが面談、会議などを通じ、また、緩和のための指摘事項や計画の確認によって関与することが必要である。

アブラヤシ農園開発は、好影響と悪影響のいずれも引き起こす可能性があると認識される。これら開発の結果として、個々の生産者と搾油所による統制が及ばない何らかの間接的・二次的影響が生じる可能性がある。そのため、生産者と搾油所はSEIAの中で間接的・二次的影響を特定する努力をしなければならない。また、可能であれば、パートナーと協力して間接的な悪影響を緩和し、好影響を増加させるための仕組みを探る必要がある。

提案されたすべての主要な活動の潜在的影響は、開発前に参加型の方法で評価しなければならない。評価には、最低でも以下が含まれる必要があり、これには優先順位は付けられない。

- ・ 作付、工場の操業、道路その他インフラなどといったすべての主要な計画済みの活動の影響評価
- ・ 悪影響を受ける可能性がある保護価値の高い地域(基準7.3を参照)についての評価。これには、ステークホルダーとの協議を含む
- ・ 開発または拡大が近隣の自然生態系に対する負荷を増大させるかどうかを含め、計画された開発の、隣接する自然生態系に対する潜在的な影響評価
- ・ 水路及び湿地の確認と、計画された開発の水分地質、地盤沈下に関する潜在的な影響評価。測定は、水及び土地資源の量と質、利用性を維持するように計画され、実施しなければならない
- ・ 急斜面、生産が低く脆弱な土壌、侵食、劣化、沈下、洪水を起こす傾向のある地域の特定など、基礎的な土壌調査及び地形学的な情報
- ・ 使用される土地タイプの分析(森林、劣化した森林、開墾された土地など)

- ・ 土地所有権、及び利用権の分析
- ・ 現在の土地利用パターンの分析
- ・ 農園の周囲のコミュニティに対する潜在的な社会影響評価。これには、生活に対する潜在的影響、及び男女、民族集団、移住者と長期居住者それぞれへのさまざまな影響の分析が含まれる
- ・ 多量のGHG排出を発生させる可能性がある活動の特定

評価結果を組み込み、計画と現場作業が策定及び実施されなければならない。評価プロセスで想定される結果の一例としては、潜在的な影響の大きさのために開発が進まなくなるということである。

小規模農園スキームの場合、この基準にはスキーム管理者が取り組まなければならない。独立小規模農園の場合、この基準は適用されない。

国内解釈が存在しない場合、500haを超える土地に対しては、完全に中立的な評価が必要となる。500ha未満の土地については、SEIA及びHCVの選択的な要素を使用した内部評価を行うことができる。この内部評価によって大きな環境的・社会的影響を受ける地域または問題が特定された場合は、中立的な評価が実施されることになる。

各国の国内解釈について：

国内解釈により、中立的立場の専門家の適格性を確認すること。

国内解釈では、新たな農地で内部評価が許可されるか、中立的なSEIAが求められるかの閾値となる規模に関して、適切に検討して設定すること。これにより、国内的背景における社会的悪影響(地域住民の強制立ち退き、生活手段の消失など)がリストアップされる。

基準7.2

新しく農園開発する際の敷地計画策定には、土壌調査や地形情報が利用されるものとし、その結果が計画及び施業に組み込まれる。

指標：

- 7.2.1 アブラヤシ栽培の長期的な適格な土地利用を保証するため、十分な土壌適合性を示す地図または土壌調査が入手可能であり、計画と施業に際して、これが考慮されなければならない。
- 7.2.2 排水及び灌漑システム、道路及びその他のインフラ計画の指針となる十分な地形情報が入手可能であり、計画と施業に際して、これが考慮されなければならない。

ガイダンス：

これらの活動は、社会・環境影響評価(SEIA、基準7.1を参照)にリンクすることはできるが、中立的な専門家によって実施される必要はない。

土壌適合性地図または土壌調査は、施業の規模に対して適正でなければならず、また、農園開発の長期的持続性を可能にするため、土壌のタイプ、地形、水分地質、根の深さ、水分の利用性、堅さ、肥沃度などの情報を盛り込まなければならない。また、作付するために適切な技法が要求される土壌を特定しなければならない(基準4.3及び7.4を参照)。この情報は、作付計画などを検討するために使用されなければならない。適切な重機の使用、勾配地での階段耕作、道路の適切な建設、植生の迅速な定着、河岸の保護などにより、侵食を最小限に抑えるための方策が講じられなければならない。農園境界内に位置し、長期的なアブラヤシ栽培に適さないと考えられる地域については、計画の中に詳しく示されなければならない。また、必要であれば保護または回復のための事業に含めなければならない(基準7.4を参照)。特に一定の場所での施業者数が多数に及ぶ場合は、小規模農園にとっても土壌の適切性を評価することは重要である。土壌の適切性に関する情報は、その特定の場所で施業の可能性がある独立小規模農園からアブラヤシ果房(FFB)を購入する計画を立てている企業によって収集されなければならない。独立小規模農園の継続的なアブラヤシ栽培を支援するため、企業は、この情報を評価した上で、独立小規模農園に土壌の適切性についての情報を提示しなければならない。これに際しては、関連の政府・公共機関及びその他の組織(NGOなど)と協力することもできる。

各国の国内解釈について：

国内解釈では、地域または国内の行動基準、またはその他の遵守すべきガイドラインを指定するか、あるいは地域または国内の環境で「適正手法(グッド・プラクティス)」とはどのような要素であるかを明確に示さなければならない。

基準7.3

2005年11月以降、新たな農園開発は、原生林または、維持または拡大が要求されているような保護価値の高い(HCV)土地を1箇所以上含む地域で行ってはならない。

指標：

- 7.3.1 2005年11月以降、原生林または、維持または拡大が要求されているようなHCVが1箇所以上含む地域で新たな農園開発をされていないことを示す証拠が存在しなければならない。新たな農園開発の計画および管理に際しては、特定されたHCVの維持または拡大が最も確実に行われなければならない(基準5.2を参照)。
- 7.3.2 いかなる土地の転換または新たな農園開発を行う前に、総合的なHCV評価が実施されなければならない。これには、ステークホルダーとの協議も含まれる。この評価には土地利用法の変更に関する分析を組み込み、2005年11月以降の植生に関する変化を判定しなければならない。この分析を代替案と共に用いて、HCVの状況の変化が示されなければならない。
- 7.3.3 土地造成日及び開始日が記録されなければならない。
- 7.3.4 HCV評価で発見された事項の結果としての施業活動を明らかにするとともに、生産者の適正な施業手順に言及した行動計画が策定されなければならない(基準5.2を参照)。
- 7.3.5 提案された施業の結果として発生する可能性がある生活環境の良い変化、悪い変化を考慮した上で、施業の影響を受けるコミュニティとの協議の中で、コミュニティの基本的なニーズを満たすために必要な地域を特定し、HCV評価及び経営計画に組み込まれなければならない(基準5.2を参照)。

具体的なガイダンス：

指標7.3.1について：証拠には、原生林または、維持または拡大が要求されているようなHCVが1箇所以上含む地域で新たな農園開発をされていないことを示す履歴的なりモート・センシング画像が含まれていなければならない。HCV評価の情報を伝えるには、衛星写真または航空写真、土地利用地図、及び植生地図が使用されなければならない。

2005年11月以降に開墾され、事前の適切なHCV評価が行なわれていない場合は、適切なHCV補償計画が策定されRSPOによって承認されない限り、その土地はRSPO認証プログラムから除外される。

指標7.3.5について：経営計画はHCV5及び6の変更に適応することになる。意思決定は、影響を受けるコミュニティとの協議によって行われるものとする。

ガイダンス：

この基準は、森林及びその他の植生に適用される。これは、2005年11月以降に発生した変更が土地所有権上のものであるか、農園管理上のものであるかにかかわらず適用される。HCVは土地所有の禁止された区域内で特定される場合があり、このようなケースでは、HCVの維持または拡大を可能にするために、新たな農園開発を計画することができる。

HCV評価プロセスでは、適切な訓練と専門知識が必要となり、特に社会的なHCVを特定するた

めに、地域コミュニティとの協議が組み込まれることとなる。HCV評価は、HCV基準に関する国内解釈に従って、もしくは、国内解釈が使用できない場合は、グローバルHCVツールキットに従って実施されなければならない(定義を参照)。

開発においては、以前に開墾された土地や鉱質土壌の劣化した土地を活用するため、積極的に努力しなければならない。区域内のすべての使用可能な農地を使用し、農園開発によって森林に間接的な圧力がかけられてはならない。

地形レベルのHCV地図が作成されている場合、これらの地図が政府の土地利用計画の一角を形成しているかどうかにかかわらず、プロジェクト計画においてはこれらが考慮されなければならない。

水分学的に弱い地形、または転換により広大な地域または多くの生物種が脅かされかねないHCV内に位置する小規模領域については、中立的な評価が求められる。HCVは非常に狭い可能性がある。

ひとたび確定された場合、新たな開発は基準5.2に準拠しなければならない。

各国の国内解釈について：

国内解釈では、HCVについての既存の国内定義(または、これらが存在しない場合は、本文書の定義)、もしくは相応する土地利用・保全計画を参照しなければならない。あるいは、生産者と審査員がHCVをどう特定できるのかを検討しなければならない。これには、他団体との共同作業が含まれる場合がある。

基準7.4

急勾配の地形や泥炭地などの生産性が低く脆弱な土壌での広範囲な作付は避ける。

指標：

- 7.4.1 過度な勾配、泥炭地を含む生産性が低く脆弱な土壌を特定する地図が提供され、作付を避けるべき区域を特定するために使用されなければならない。
- 7.4.2 泥炭地を含む、生産性が低く脆弱な土壌で、限定的な作付が提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されなければならない。

ガイダンス：

この活動は、基準7.1によって要求されている社会・環境影響評価(SEIA)と統合されなければならない。

泥炭地及びその他の脆弱な土壌での広範囲な作付は避けなければならない(基準4.3を参照)。悪影響には水分地質上のリスク、あるいは農園外の地域で大幅に高まるリスク(火災のリスクなど)といったことが考えられる(基準5.5を参照)。

各国の国内解釈について：

国内解釈では勾配の限度、作付を避けるべき土壌の種類のリスト(特に泥炭地)、生産性が低いまたは脆弱な土壌を含む可能性がある農園区域の割合、及び「広範囲」「生産性が低い」「脆弱」「過度」という用語の定義などについて、特定の規制と閾値を決定すること。

基準7.5

法的、慣習的な権利、または使用権が存在することが実証されている場合、地域の人々の土地における新たな作付は、事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意(FPIC)なしで行われたい。これについては、該当のステークホルダー、及びその他のステークホルダーが自らを代理する組織を通じて意見を表明することができる、文書化されたシステムを通じて処理される。

指標：

- 7.5.1 影響を受ける地域住民が、初回の討論が行われる前や討論が行われている間、情報収集とこれに関連する協議の段階、交渉時、そして生産者や搾油所との合意に署名、承認するまでの間、自分たちが計画される施業に対し、拒否する権利を有していることを理解していたという証拠が得られなければならない。

コンプライアンスに関する指標及びガイダンスについては、基準2.2、2.3、6.2、6.4、及び7.6も参照すること。

ガイダンス：

この活動は、基準7.1によって要求される社会・環境影響評価(SEIA)と統合されなければならない。

新たな農園開発が許容されると考えられる場合も、経営計画や施業においては、神聖であると考えられている土地を維持しなければならない。先住民、地域コミュニティ、及び他のステークホルダーとの合意は、強制またはその他の不当な圧力を受けることなく締結されなければならない(基準2.3のガイダンスを参照)。

関連するステークホルダーには、新たな農園開発により影響を受ける人々、及びこれに関与する人々が含まれる。

FPICは従うべき原則であり、サプライチェーン全体を通して、すべてのRSPOメンバーに徹底されなければならない。RSPOが承認したFPICガイダンスを参照すること(2008年10月「FPIC and the RSPO; A Guide for Companies」)。

慣習的な権利、及び使用権は、FPICプロセスの一環として、使用者が参加した上で地図を製作することにより実証されるものとする。

基準7.6

地域住民が法的、慣習的な権利、及び使用権を有していることが実証される場合、事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意 (FPIC) 及び交渉による合意があるという前提条件のもとに、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に支払われる。

指標：

- 7.6.1 実証可能な法的権利、慣習的な権利及び使用権について特定、評価した文書が提供されなければならない。
- 7.6.2 補償を受ける資格がある人々を認定するシステムが整えられていなければならない。
- 7.6.3 公正な補償(金銭及びその他)を算出し分配するシステムが整えられていなければならない。
- 7.6.4 農園拡大のために土地を利用できなくなり、土地の権利を失ったコミュニティには、農園開発による恩恵を受ける機会が与えられなければならない。
- 7.6.5 あらゆる補償請求のプロセスと結果が文書化され、公表されていなければならない。
- 7.6.6 影響を受けるコミュニティと権利保有者が、自らの土地において提案された施業の法的、経済的、環境的、社会的影響についての情報及び助言を利用できること、さらに、それがプロジェクトの提案者とは無関係であることを示す証拠が得られなければならない。

具体的なガイダンス：

指標7.6.1について：この活動は、基準7.1によって要求される社会・環境影響評価(SEIA)と統合されなければならない。

指標7.6.6について：生産者と搾油所は、新たな特権または土地所有権が施業主に提供される前に、コミュニティ(またはその代表者)が初期段階の施業計画に同意したことを確認する。

ガイダンス：

基準2.2、2.3、及び6.4ならびに関連のガイダンスを参照すること。

この要件には先住民も含まれる(付録1を参照)。

RSPOが承認したFPICガイダンスを参照すること(2008年10月「FPIC and the RSPO; A Guide for Companies」)。

基準7.7

ASEANのガイドライン、またはその他の地域での最善手法で特定されている固有の状況を除き、新規農園の整備に火を使用してはならない。

指標：

- 7.7.1 2003年「Guidelines for the Implementation of the ASEAN Policy on Zero Burning」、もしくはこれに相当する他地域のガイドラインで特定されている状況を除き、火を使用した土地整備を行ってはならない。
- 7.7.2 作付のための土地整備で火が使用される必要がある例外的な場合として、これが2003年「Guidelines for the Implementation of the ASEAN Policy on Zero Burning」、もしくはこれに相当する他地域のガイドラインで指定されている野焼きであり、事前に承認を受けた上で実施されたという証拠が存在しなければならない。

具体的なガイダンス：

指標7.7.2について：この活動は、基準7.1によって要求される社会・環境影響評価(SEIA)と統合されなければならない。

ガイダンス：

火を使用してよいのは、重大な害虫及び病害の発生リスクを最小限度にとどめるためにそれが最も効果的で環境的なダメージも少ないことが、評価によって実証された場合のみである。また、泥炭地での火の使用には特別の注意が要求される。これは、該当国内環境法制のもとでの規制条項に従わなければならない。小規模農園への拡大・教育プログラムが必要になる場合がある。

各国の国内解釈について：

国内解釈では、例えば2003年「Guidelines for the Implementation of the ASEAN Policy on Zero Burning」、もしくはこれに相当する他地域のガイドラインを参照することにより、このような火の使用が許容される固有の状況を確認すること。

基準7.8 前提

アブラヤシ、及びその他すべての農作物は温室効果ガス (GHG) を排出、吸収する。特に施業に関連したGHG排出量の削減に関して、アブラヤシ産業では大きな進展が見られている。GHGの重要性と、現状における排出量判定の困難性の両方を認め、GHGに関する原則と基準について信頼できる基盤を確立するというRSPOの取り組みを示すため、以下の新しい基準が導入されることとなった。

生産者と搾油所は、新規開発に関連して予測されるGHG排出量の報告を誓約するものとする。しかしながら、現在の知識や手法により、排出量を正確に予測することはできないと思われる。

生産者と搾油所は、(RSPO GHG WG2のコンセンサスにより合意された推奨事項に配慮し)低炭素開発という目標に向けGHGの総排出量を最小限に留めるような方法での開発の計画を誓約するものとする。

生産者と搾油所は、履行期間中は最善手法の推進に取り組み、RSPOへ報告すること、また、2016年12月31日以降は報告書を公開することを誓約するものとする。生産者と搾油所は、RSPOのすべてのステークホルダー・グループの支援を得て、これらの誓約に取り組むものとする。

基準7.8

新たな農園開発は、温室効果ガスの総排出量を最小限度に留めるように計画されるものとする。

指標：

- 7.8.1 提案された開発区域の炭素蓄積量と、開発に直接起因する主な排出源が特定、評価されなければならない。
- 7.8.2 GHG総排出量を最小限度に留めるため、炭素蓄積量が高い区域や炭素隔離オプションのある区域を避けることを考慮した計画を立てなければならない。

具体的なガイダンス：

指標7.8.1について：GHGの特定と評価は、HCV及び土壌評価など既存のプロセスに統合することができる。

炭素蓄積量の特定と評価には、新たな農園開発のためのRSPO炭素評価ツールが利用できる。現在使用されているその他のツール及び手法が存在することは認識されており、RSPOの作業部会はそれらをレビュープロセスから除外するのではなく、プロセスに組み込むものとする。新規開発に起因する将来的なGHG排出量の予測にはRSPOのPalmGHGツール、及びRSPOが承認した同等のツールが使用される。特に、新たな農園開発についてはRSPOの炭素評価ツールのデータが使用される。

新規開発のために代用ツールの使用を求める者は、RSPOにそのツールが同等であることを示し承認を得る必要がある。

指標7.8.2について：生産者には、鉍質土壌上で炭素蓄積量の低い耕地で、現在の使用者がアブラヤシ農園の開発を望んでいるような地域に新しい農地を創設することが強く推奨される。

搾油所には、新規開発において低排出の管理業務(例えば、搾油所から排出される廃液(POME)の管理改善、効率の良いボイラーなど)を採用することが推奨される。

生産者と搾油所は、新たな農園開発の際の排出量を最小化するため、RSP0の最善の管理手法(BMPs)の実施を計画しなければならない。

ガイダンス：

この基準は農園、搾油所での施業、道路及びその他のインフラを対象とする。計画された開発区域と最終的な開発区域との間に顕著な変更があると認識されているのであれば、実施前に評価の更新が必要な場合がある。

報告は公開されることが望ましいが、履行期間終了までは任意とする。2016年12月31日までの履行期間中(基準5.6で規定)、GHGに関する報告は、すべてのメンバー区分で構成される関連のRSP0作業部会に対して行われる。この作業部会では、報告された情報を使用しツール及び排出要因、方法論を検討、微調整し、このプロセスに関してさらなるガイダンスを提示する。履行期間中、RSP0作業部会は、炭素蓄積量の評価や新規開発によるGHG排出量予測に関連した課題を認識し、新規開発のためのRSP0炭素量評価ツールのさらなる開発と継続的な改善努力を行う。

そして、生産者と搾油所は、新たな農園開発に際し必ず総GHG排出量が最小化されるよう計画を立て、また、その報告を公開することに取り組む。

新規開発がひとたび確定した後は、進行中の施業、土地利用、及び土地利用の変更による排出量を基準5.6に基づき報告しなければならない。

各国の国内解釈について：

国内解釈では、国内での要件(例えば、炭素蓄積量の高いまたは低い土地、あるいは排出量削減の要件など)について、国内状況の中でのガイダンスを提示すること。

原則 8 : 主要な活動分野における継続的な改善へのコミットメント

基準 8.1

生産者と搾油所は、定期的に自らの活動を監視し、見直し、主要な施業において継続的な改善が実証できるような行動計画を策定・実施する。

指標 :

- 8.1.1 継続的な改善のための行動計画が、主要な社会・環境的影響及び生産者・搾油所の機会に関する配慮に基づいて実施されなければならない。またこれには、原則と基準によって取り上げられている範囲の指標が含まれなければならない。これには、最低でも以下のような内容が含まれるものとするが、内容はこれらに限定されない。
- ・ 農薬使用の削減(基準4.6)
 - ・ 環境的影響(基準4.3、5.1、及び5.2)
 - ・ 廃棄物の削減(基準5.3)
 - ・ 汚染及び温室効果ガス(GHG)排出量(基準5.6及び7.8)
 - ・ 社会的影響(基準6.1)
 - ・ 供給地における歩留りの最適化

ガイダンス :

生産者は、新たな情報及び新技術に沿った作業手法改善のシステム、及び労働者全体にこの情報を伝達する仕組みを有していなければならない。小規模農園に対しては、継続的改善のため体系的な指導と教育が行われなければならない。

各国の国内解釈について :

国内解釈には、主要な指標についての具体的な最低パフォーマンスの閾値が含まれるものとする(基準4.2、4.3、4.4、及び4.5)。

※この文書はWWF ジャパンが作成した仮訳です。

ご利用の際は、英語の原本を確認いただきますようお願いいたします。(2014年7月)

お問合せ先 : WWF ジャパン自然保護室森林グループ

03-3769-1364、forest@wwf.or.jp